

街づくりだより

# ひがしぐち

## 新任のあいさつ

四月一日付けの人事異動により駅周辺整備課長に就任しました、北澤善幸と申します。平成二十九年度から皆様にお世話になってきました。新たな気持ちで事業に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

昨年九月の令和元年東日本台風災害、そして誰もが予期せぬ新型コロナウイルスの感染拡大と、これまで経験したことのない事態が発生し、各方面に影響を及ぼしています。一日も早い復興と終息に向け、私達にできる努力をしていきたいと思っております。

このような中、昨年度は、長野駅周辺第二土地区画整理事業において、長野駅東口公園の完成、中御所JRアンダーパス部の開通、ホクト文化ホール北及び南部小学校北交差点周辺の工事完成など、主要施設の整備を全て完了することができました。皆様のご理解ご協力に、心より感謝申し上げます。

発行（第四十六号）  
令和二年四月二十四日  
長野市都市整備部市街地整備局  
駅周辺整備課  
電話 ○二六（二二四）五一九四

主な記事  
新任課長あいさつ・人事異動・・・一面  
公共施設の整備実績・・・二面  
本年度の公共施設整備・・・三面  
換地計画、町界町名変更・・・四面

事業が完成に近づいた手応えと共に、長野駅を中心に放射・環状に計画された幹線道路、公園等の施設配置などについて、改めて施行者の立場から、計画段階での目的と出来上がった現場とを照らし評価・検証する機会にも恵まれました。

事業区域内に目を向けますと、病院・歯科医院等の医療施設、保育園から看護大学に至る教育機関、郵便局・銀行等金融機関、高齢者介護関連の施設、更には食品スーパーなどが徒歩圏内で立地されてきています。

この状況は、立地適正化計画という新しい都市計画の中で望まれている都市機能の集積に合致するものです。

今年度は、換地計画業務、都市軸内の整備を鋭意進めると共に、防災・景観上から近年、重要視されている幹線道路の無電柱化にも力を注いでまいります。

早期事業完了と、安全安心・快適さを、皆様により実感していただけるよう、職員一同、事業の推進に努めてまいります。

### 《人事異動》

四月一日付け人事異動により、次の職員の転入・転出がありました。

転入者（ ）は担当

- 青木 光雄 (換地補償)
- 久保田 泰 (管理)
- 伊藤 祐一 (換地補償)
- 中川 清寿 (換地補償)

転出者（ ）は転出先

- 小林 一三 (検査課)
  - 竹内 克彦 (大豆島支所)
  - 久保 幸一 (市街地整備課)
  - 西山麻美子 (維持課)
  - 岡村 賢治 (建築指導課)
  - 藤倉 芳充 (市街地整備課)
  - 小林 陽 (保健所健康課)
  - 和田 真一 (地球保全温暖化対策課)
  - 長崎 明 (大岡支所)
- 令和元年10月1日付  
令和2年1月1日付

## 公共施設の整備について

### 昨年度の施工箇所と本年度の予定

工事期間中は、皆様にご不便をおかけしました。ご理解ご協力をいただき、深く感謝いたします。ありがとうございます。

#### 昨年度の整備内容

駅南幹線中御所地区のJRアンダーパス部は、オリンピック開催に合せ整備した南側の片側2車線をこれまで供用してきましたが、一昨年十月からの全面通行止めによる工事を進め、本年二月二十二日に開通しました。

北側に新たな2車線を拡幅し、歩道の整備と車道・歩道への融雪施設、道路照明などを施工し、4車線化と両側に整備された歩道により、安全性の向上と円滑な通行が確保されました。



駅南幹線 中御所 JR アンダーパス

栗田屋島線は三月二十八日に、七瀬郵便局前交差点から東通りの南部小学校北交差点までの約三百m区間で4車線化工事が完了しました。

工事期間中は、渋滞や度重なる車線の切替え、また歩行者や自転車の方には迂回をお願いするなど、近隣の皆様や道路を利用される方々にご協力をいただきながら、施工してまいりました。

完成した道路は、4車線化によりこれまで慢性的に発生していた渋滞が解消したように見られます。

両側の歩道の幅を6mに拡幅し、今までよりも自転車・歩行者がより安全に通行できるようになりました。

さらに、交差点内には、右左折のレーンを設け、安全性とスムーズな交通の流れを目的に改良しました。

七瀬中御所線は、ホクト文化ホール北交差点から長野駅に向かい約八十mの区間で、車道の4車線化と西側の歩道整備を行い、一月十日に工事が完了しました。

車両の通行がスムーズになり、幅員4mに拡幅された歩道により、長野駅からホクト文化ホール方面へ安全にわかりやすく行けるようになりました。

生活道路である区画道路も最後の整備が完了し、中御所地区に計画されていた6号街区公園もこの春完成しました。地元の皆様に中御所公園という名前をつけていただき、公園愛護会も設立され、皆様に愛される公園としてご利用いただきたいと思います。



栗田屋島線 デリシア七瀬店付近



七瀬中御所線  
ホクト文化ホール側から長野駅方面を望む



6号街区公園  
中御所公園

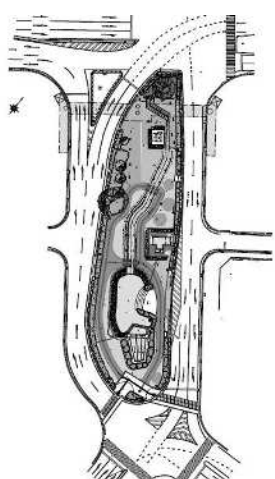
本年度の予定

〔都市軸の整備〕

長野駅から長野駅東口公園に向かう都市計画道路長野駅東口線、その道路の中央部に位置する通称都市軸の中に、昨年十二月、歩道や親水性のある水路の整備を行う工事を発注しました。

都市軸では山王用水組合が管理する古川と長野県善光寺平土地改良区が管理する犀川幹線の二つの大きな用水路が交差し、市街地の中で水の流れが見られる数少ない場所になっています。この貴重な空間を活かし、憩いの場となるよう進めてまいります。

工事は今年八月の竣工を目指しており、完成後は長野駅東口公園と併せて散策ができるようになります。



都市計画道路長野駅東口線の都市軸 整備概要図

〔都市計画道路の無電柱化〕

災害時における輸送・避難空間の確保や、安全で快適な歩行者・自転車通行空間の確保、景観への配慮のため、無電柱化が必要とされています。

緊急輸送路や一時避難所を擁し、長野駅を中心とした交通結節点でもある当事業の都市計画道路の歩道には、電線を地中化するための電線共同溝を道路築造時に整備しております。

本年度は電気通信事業者との調整を進め、電柱の撤去を進めてまいります。

電線の地中化にあたり、沿線の地権者の皆様にはご理解ご協力をお願いすることになります。災害に強く、安全・安心で美しい景観の街づくりを目指してまいりますのでよろしく申し上げます。



〔特殊道路とゾーン30〕

特殊道路は、主に都市計画道路の交差点に自動車が入り出すことを防ぎ、歩行者・自転車の利便性を図るため計画されていますが、自動車の抜け道にされるなど、危険性が懸念されています。

このことから、特殊道路における車両の通行を抑制するため、幹線道路からの進入禁止と、幹線道路への合流は左折のみとする交通規制の要望を各区長から警察署あてに提出いただき、併せて区域内の車両の速度抑制のため、ゾーン30の導入を要望してきました。

七瀬と北中に続き、昨年度は東口公園周辺の栗田地区においてもゾーン30の規制が開始され、エリアの入り口となる道路に路面標示を行いました。

今年度は特殊道路と交差する都市計画道路のセンターライン付近にラバーポールを設置し、さらに特殊道路のカラー舗装の施工も予定しています。

駅南幹線のJRアンダーパス部および栗田屋島線の開通により、区域内を通過する車両の増加が予想されます。

今後ゾーン30の指定拡大と特殊道路の交通規制実施にむけ、長野県警察と協議を重ねてまいります。

〔その他〕

昨年度整備が完了した都市計画道路の歩道に街路樹の植栽を行います。また、道路利用者により目的地への方向案内し、安全・円滑な交通を確保するための大型案内標識を設置します。

## Q & A 換地計画と清算金

Q 換地計画とは何ですか。

A 換地計画は、事業計画に基づいて宅地の再配置を行い、施行前後の土地の地番、地目、地積などを決めるものです。また、それぞれの宅地施行前後の価額に不均衡がある場合、清算金の徴収・交付金額が算出されます。換地計画の内容である、換地設計・各筆換地明細・清算金明細については、個別説明を実施して権利者の皆様にご説明します。

Q 土地、建物の登記は誰がするのですか

A 土地と建物の表題部（地番、地目、地積）の登記については市が行います。権利部の所有者住所の変更に関しては、権利者ご本人の申請が必要となります。どのような申請をすればいいのか、市で手引き等を作成します。

Q 清算金はいつ徴収されるのですか。

A 清算金は、換地処分の公告により確定し、徴収は令和5年度の見込みです。また、公告日時点の土地所有者及び借地権者が対象となります。

### ……清算金について……

- 清算金が生じる主なケース
  - ① 小規模（250㎡未満）の宅地を持つ権利者について、従前の機能を維持するために、減歩の緩和措置を講じた場合
  - ② 換地設計による権利地積（仮換地面積）と、工事概成後に行う出来形確認測量による換地地積（実際の面積）に差が生じた場合
- 清算金の単価は、換地計画作成の際に、本事業の評価員の意見を聴いて決定します。

### 町界・町名の変更

土地区画整理事業の施行後は、道路や公園が新しく整備され、宅地も換地により再配置されるため、土地の地番については、町界（大字界・小字界）変更と併せて新しい地番を付けることになっております。また、施行地区内では、町界の変更と併せて、新町名とすることができるところから、町内会でご検討をいただきました。昨年度までに、本事業に係る各町内会から、町界及び町名の変更についてご検討をいただいた結果の報告を受けてまとめられたものが下図のとおりです。

今後は、法務局との協議や、市議会の議決などを経て、換地処分公告（令和4年度予定）の翌日から新しい住所となります。

変更後 町界図



#### ○ 各町名の概要

- ・ 「変更対象は施行地区内のみ」
- ・ 中御所二丁目―地番は、同町名の未使用番号で改めて付けられます。住所は、住居表示を再編成します。
- ・ 大字栗田―地番は、同町名の未使用番号で改めて付けられます。小字界も変更されず。
- ・ 七瀬町―新町名。地番は1番地から付けられます。

「ひがしぐち」は事業関係者に配布いたします。配布希望等ございましたらお知らせください。